⑷　平成６年度以降に元請けとして次の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

ただし、当社（旧阪神高速道路公団を含む。以下「阪神高速」という。）が発注した工事で平成12年度以降に完成し引き渡した施工実績の成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。

①　単体の場合は、下記に示す施工実績を有すること。

・市街地における道路橋下部工事

②　建設工事共同企業体の場合は、次のとおり。

ア）代表者は、①に同じ。

イ）構成員は、下記に示す施工実績を有すること。

・道路橋下部工事

⑸　本工事における設計施工方法等のＶＥ提案・技術提案及び品質確保のための体制が適正であること。（詳細については入札説明書を参照）

⑹　阪神高速が発注した工事で過去２年度（平成19年度及び20年度）に完成・引き渡した実績がある場合に、平成19年度及び平成20年度の各年度における工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑺　次の基準を満たす監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者であること。

②　平成６年度以降に、元請けの現場代理人又は監理（主任）技術者又は担当技術者として、下記に示す工事経験を有する者であること。ただし、阪神高速が発注した工事で平成12年度以降に完成し引き渡した施工実績の成績評定点が65点未満の工事は工事経験として認めない。また、他の機関が発注した工事は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も工事経験として認めない。

・道路橋下部工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理（主任）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格審査資料（以下「資料」という。）提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑻　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、当社から競争参加停止を受けていないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑽　建設工事共同企業体を結成する場合については、入札説明書を参照のこと。

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。受託者が設計共同企業体である場合は、本工事に係る設計業務等の受託者である設計共同企業体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、技術評価点（上記２⑸に関するＶＥ提案・技術提案などに応じて付与する点数として最大30点（コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点）、品質確保のための体制に関する評価として最大30点）、ＶＥ提案実績点（過去の応募工事における技術的なＶＥ提案実績に対して付与する点数として最大２点）及び価格評価点（実現可能なＶＥ提案に基づき算出された入札価格を一定のルールに沿って点数化したもの）を加え、評価値を算出し落札予定者を決定する方式とする。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については入札説明書に記載しているとおりとする。

⑵　評価項目

上記２⑸に示すＶＥ提案・技術提案に関する事項、品質確保のための体制に関する事項。

⑶　評価及び落札予定者の決定方法

入札参加者は価格をもって入札し、提出されたＶＥ提案・技術提案を評価項目に応じて付与する点数と品質確保のための体制に関する点数などからなる技術評価点、過去の応募工事における技術的なＶＥ提案実績に対して付与するＶＥ提案実績点及び入札価格を点数評価した価格評価点から、評価値を算出し次の条件を満たす評価値の最も高い者を落札予定者とする。なお、価格評価点の算出に際し、契約制限価格を契約目安価格と読み替え、契約目安価格を超える入札に対しても一定の範囲内において、価格評価点（契約目安価格を超える場合はマイナス評価）を付与する。［評価値＝技術評価点＋ＶＥ提案実績点＋価格評価点｛100×（１－入札価格／契約目安価格）｝］

①　入札価格が契約目安価格以下又は契約目安価格を超える一定の範囲内であること。

②　ＶＥ提案・技術提案等が適正であること。

⑷　⑶において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

⑸　履行の確認

ＶＥ提案書・技術提案書及び品質確保のための体制に関する所見は契約書に記載するものとする。また、ＶＥ提案書・技術提案書及び品質確保のための体制に関する所見に記載された内容については、工事中及び工事完成時に確認できる項目を契約後に提出する施工計画書等に反映させるものとし、工事中及び工事完成後に履行状況の確認並びに検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案書及び品質確保のための体制に関する所見の履行がなされなかった場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。なお、技術提案書および品質確保のための体制に関する所見に記載された内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱うことがある。

なお、技術提案及び技術的所見で参考案を求めたものについては、履行確認の対象外とする。

４　入札手続等

⑴　担当課

〒550―0011 大阪市西区阿波座１－３－15

阪神高速道路株式会社　建設事業本部建設経理課　電話06―6535―8046

⑵　入札説明書等の交付・閲覧

①　入札説明書及び工事の内容を示す図面仕様書等の交付期間、場所及び方法

平成21年10月23日（金）から平成21年12月７日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から12時まで、午後１時から午後４時まで⑴の場所において無償で直接交付する。

②　入札説明書等は、次のとおり閲覧に供する。

平成21年10月23日（金）から平成22年３月１日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から１月３日までを除く）午前10時から午後４時まで、⑴（建設事業本部受付閲覧コーナー）で行う。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

この一般競争入札への参加希望者は、次に従い申請書及び資料を提出しなければならない。

平成21年10月23日（金）から平成21年12月７日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から12時まで、午後１時から午後４時まで。

申請書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、資料の提出は、持参又は郵送によること。郵送による場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法により、宛先は⑴に同じ。

詳細は入札説明書による。

⑷　入札、開札の予定日時、場所及び入札書の提出方法

電子入札による入札の締切

平成22年３月１日（月）午後５時00分

郵送による入札書の締切（紙入札参加の承諾を得た場合）